

福岡市土壤汚染原因検討委員会議事録

平成20年6月3日（火） 16：40～
市役所15階第2会議室

委員長の選任

島田委員長，井上副委員長に決定

議題協議

「平成19年度，20年度 土壤調査結果について」

【事務局説明】

- ※環境省実施の「土壤中有害物質賦存量調査」において，東区筥松の鉛汚染が発覚した。
- ※平成19年度に福岡市において土壤調査（1次調査）を実施したところ，0～5cmの地表土壤試験では鉛含有量はすべて土壤汚染対策法の含有量指定基準を満足していた。
- ※1次調査において，新たに0～50cmの表層土壤において高濃度の鉛が検出された。
- ※さらに平成20年度に福岡市において土壤調査（2次調査）を実施したところ，50cm以深において，鉛が含有量基準を超過する土壤が存在することが判明した。
- ※鉛の含有量基準超過は，公園内の平面的・立体的な偏在が確認できず，スポット的な汚染であると考えられた。
- ※当該地の地下水位は200cmより深く，鉛汚染土壤と地下水の接触は考えられない。
- ※当該地より半径80mの範囲内に井戸の存在は確認できなかった。

【委員の主な意見】

- ※今回の環境省調査において同様の事例があるが，戦時中の銃弾，砲弾の可能性が高い。黒色部分は焼夷弾等で焼けてしまったものではないか。
- ※表面が客土，黒色土の下もきれいな砂質土であり，黒色部分は焼けた跡とみるのが説明しやすい。
- ※以前の家屋では色々な場所で鉛が使用されていたため，焼け跡に鉛が含まれている可能性は高い。
- ※焼け跡において鉛が存在しているという状態であるならば，存在状況が複雑となるはずであり，調査結果と合っている。

【今後の対応】

- ※地表土壌においては鉛が含有量基準を超過していないことから、公園利用者への健康被害の可能性は低く、緊急な立入禁止措置、浄化措置は行わない。
- ※鉛含有量基準を超過する土壌の上は 50cm 以上の基準未超過土壌で被覆されていることから、緊急な浄化措置は行わない。
- ※土地改変時においては汚染拡大のおそれがあることから、土地所有者である国土交通省に対し、土地改変の際には土壌の取扱いについて注意を要する旨を申し入れる。
- ※使用者である東区維持管理課に対しても、これまでの経緯、状況について説明を行う。